

～ 児童手当制度 Q & A ～

Q1：受給者は父と母のどちらにすればよいですか？

A1：児童手当の受給者は、父母のうち、令和5年1月から12月までの所得が多い方となります。

Q2：現在、中学生の子の児童手当を受給しています。制度改正により、同居の高校生も受給対象となりますが、書類は何も提出しなくて大丈夫ですか？

A2：書類の提出は必要ありません。現在、児童手当を受給している方は、手続きをしなくても高校生のお子さん分の手当てが増額となります。
(※児童手当を受給していない方は申請が必要です。)

Q3：子どもが3人いて、1番上の大学生の子が一人暮らしをしています。「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出しますが、生活費の負担について「〇万円以上」などの制限はありますか？

A3：生活費の負担額などに決まりはありません。審査において疑義が生じた際には、別途書類の提出を求める場合があります。

Q4：別居している高校生の子どもは、児童手当の対象になりますか？

A4：対象となります。必要な手続きについては、子ども課までお問い合わせください。

Q5：子どもが3人いて、1番上の20歳の子は結婚し別居していますが、生活費の一部を負担しています。「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出したほうがいいですか？

A5：20歳のお子様について、結婚や別居をしても、受給者がその子を監護（面倒をみること）しており、かつ、生計費を一部でも負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで、3人目のお子さんが「第3子」となり、増額になる可能性があります。

【問い合わせ先】

矢板市 子ども課 子育て支援担当

電 話：0287-44-3600

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）